平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2⑪	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12／②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率（　／100）	税額（イ）	旧税率（　／100）	税額（ロ）
所得割 所得金額総額 第6号様式㉖	④	円				
所得割 年400万円以下の金額 第6号様式㉗	⑤	000		円 00		円 00
所得割 年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉘	⑥	000		00		00
所得割 年800万円を超える金額 第6号様式㉙	⑦	000		00		00
所得割 計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉚	⑧	000		00		00
所得割 軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉛	⑨	000		00		00
付加価値割 付加価値額総額 第6号様式㉜	⑩					
付加価値割 付加価値額 第6号様式㉝	⑪	000		円 00		円 00
資本割 資本金等の額総額 第6号様式㉞	⑫					
資本割 資本金等の額 第6号様式㉟	⑬	000		円 00		円 00
仮計 ⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭			00		00
差引 (⑭の(イ))－(⑭の(ロ))	⑮			00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額　⑮×3／4	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額　⑮×(3×(40億円－③))／40億円	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額　⑮／2	⑱	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額　⑮×(40億円－③)／20億円	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額　⑮／4	⑳	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額　⑮×(40億円－③)／40億円	㉑	00